

令和6年2月8日

国土交通大臣
齊藤 鉄夫 殿

持続可能な建設業の実現に向けた提言

公明党 国土交通部会
顧問 赤羽 一嘉
部会長 國重 徹
部会長代理 塩田 博昭

本年1月1日に発生した能登半島地震においては、地域の建設業者による道路の緊急復旧や河川堤防被害への応急対策など対応が実施された。災害が頻発、激甚化する我が国においては、災害時の緊急対応力の強化は急務であり、地域の守り手として重要な役割を担う建設業を持続可能なものとする事は喫緊の課題である。

2019年に建設業法、入契法及び品確法（いわゆる「新・担い手三法」）が改正され、本年6月で5年が経とうとしている。その間、建設業に従事する者の高齢化の進行や資機材価格等の急激な高騰、新型コロナウイルスの感染拡大を一つの契機としたDXの進展など、建設業を取り巻く環境も大きく変化しており、また、改正労働基準法による時間外労働の上限規制の建設業への適用も、本年4月に迫っている。さらに、担い手不足に起因して下請事業者の事業環境が厳しくなっている状況も踏まえ、重層下請構造をはじめとする建設業界の構造改革も念頭においた施策を検討していくことが求められている。

公明党は、これまでも建設業を「新3K（給料、休暇、希望）」を実現する産業に変えていこうと訴え、労務単価の引き上げなどの取り組みを進めてきた。建設業者が将来にわたって地域の守り手としての役割を果たし続けるためには、労働者の処遇の改善や働き方改革の推進により建設業の担い手を確保するとともに、適切な価格転嫁の推進や災害時の緊急対応力の強化、技術開発の促進等による生産性向上を推進していく必要がある。

以上のことを踏まえ、建設業法、入契法、品確法の見直しも含めた持続可能な建設業の実現に向けた取組について、以下、提言する。

1. 労働者の処遇改善・働き方改革の推進

■ 処遇改善・公共工事設計労務単価

- 技術者、技能労働者等に対する賃金の適切な行き渡りに資するよう、建設業者による労働者への適切な賃金支払い等の処遇の確保や適切な雇用管理を促進すること。
- 国は労務費等の支払の実態を把握するとともに、標準労務費を勧告し、建設業者による著しく低い労務費等（法定福利費等の必要な経費を含む。）による見積りや契約を禁止すること。
- 公共工事設計労務単価について、実勢を踏まえ、技能労働者の処遇改善に繋がるよう引き上げるとともに、最新の単価に基づく積算による適正な発注が行われるよう、継続した地方公共団体等への周知徹底を行うこと。
- 建設キャリアアップシステムを通じた、経験と技能に応じた賃金支払い等の処遇改善を促進するため、CCUS の能力レベルに応じた手当や、レベル別の年収目安の普及などを進めること。
- 外国人材の受入れのための必要な環境整備に取り組むとともに、外国人材の賃金や処遇などの雇用条件が日本人と同等となるよう受注者による適切な雇用管理の促進に努めること。

■ 働き方改革

- 建設業における働き方改革を推進し、時間外労働の上限規制の適用にも対応が可能となるよう、発注者による休日を考慮した適切な工期設定や週休2日工事等の実施を一層促進すること。また、受注者による著しく短い工期での契約を禁止するとともに、休日取得を促進するなど、週休2日の確保に向けた取組を推進すること。
- さらに、熱中症対策の観点から、猛暑日を考慮した工期設定を推進するとともに、建設現場におけるクーラーボックスの設置費用等の工事費への計上など必要な対応を行うこと。

- また、国は労働者の休日取得の実態を把握し、働き方改革の推進のために必要な施策を検討・推進するとともに、特に市町村をはじめとする地方公共団体が実施する公共工事における働き方改革の推進に資する取組を一層促進すること。
- 技術者等の負担軽減に資するよう、工事・検査書類の簡素化や電子化を推進し、発注事務や維持管理における ICT 活用、ICT を活用した設計等の高度化・データ引継ぎの効率化などを促進すること。
- 労働者の長時間労働を防止する観点からも必要となる施工時期の平準化について、発注者は債務負担行為や繰越明許費の活用等により継続して取組を推進すること。特に市町村をはじめとする地方公共団体においては、財政部局も含めた公共工事等の発注・実施に関係する各部局が連携して取り組むよう、国は継続した地方公共団体への周知徹底を行うこと。

2. 適切な価格転嫁の推進・災害時の緊急対応力の強化等

- 公共事業全体の予算・事業量について安定的かつ継続的に確保するとともに、公共事業の受注機会の確保は、地域における建設業等（建設関連業を含む。）の存続においても重要であることから、地域の実情を踏まえた適切かつ計画的な発注及び適切な発注方式の活用を行うこと。また、監理技術者等の専任制度の合理化など、地域の建設業における技術者不足に対応するために必要な制度の見直しを行うこと。
- 資材価格の高騰に対応するため、公共工事・民間工事を問わず、契約前段階におけるリスク情報の提供や価格変動に係る契約変更条項の設定、それらを踏まえた契約変更協議の適切な実施を促進し、価格転嫁を円滑に進めるための環境整備を充実すること。
- 特に公共工事においては、適切な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用を徹底するため、継続した地方公共団体等への周知徹底を行うこと。
- 地域建設業者への技術の普及や災害からの迅速な復旧復興の推進に向け、一定の技術を有する建設業者と地域の建設業者の連携を促進すること。
- 災害時の緊急対応力の一層の強化に資するよう、平時における災害協定の締結や災害

時の随意契約の活用による迅速な発注、災害対応経験を有する者の活用を継続して推進すること。また、国や地方公共団体が実施する災害復旧工事の受注者に対し、従事者による第三者損害等を含む災害対応時の事故を補償する任意保険への加入を促進するとともに、発注者は当該保険について積算への反映を適切に実施すること。

3. 生産性向上の推進

○ICTを活用した生産性向上を一層促進すべく、特定建設業者や公共工事の受注者に対し、ICTを活用した現場管理等の実施を努めさせるとともに、国はそれらの参考となるべき指針を示すこと。

○建設業における生産性向上に資するよう、技術開発を促進する体制や制度の構築を推進すること。

○また、脱炭素化も含めた新技術等の活用を推進し、その際、新技術等の導入を前提とした適切な予定価格の設定を行うこと。

4. 担い手の確保に向けた環境整備等

○今般の能登半島地震における建設業界の活動をはじめ、担い手の確保に向けた建設業等への国民の関心と理解を深めるための広報活動や啓発活動を、国や地方公共団体は業界団体と連携して実施すること。

○また、国及び都道府県は訓練機関等への支援や、工業高校等と業界団体の連携の促進、多様な人材の確保のための環境の整備促進等の担い手の中長期的な育成・確保に向けた施策を検討すること。さらに、建設関連業についても担い手の中長期的な育成及び確保の促進に留意した資格の在り方の検討等を行うこと。

○公共発注者のうち、とりわけ市町村においては職員が不足しており、発注者としての機能・体制が十分とは言えない状況にあるため、その適切な発注関係事務の実施に資するよう、国や都道府県は必要な支援や助言、勧告を行うこと。

以上